

東京都立八王子北高等学校 学校運営連絡協議会設置要綱

第 1 (名称)

この会の名称を「都立八王子北高等学校学校運営連絡協議会」(以下、学校運営連絡協議会という)とする。

第 2 (目的)

本校の運営方針・教育活動等が保護者・地域住民に理解され、かつ、本校の学校運営に保護者・地域社会の方々の意向が反映され、本校が地域に根ざし、より発展していくための学校支援組織とすることを目的とする。

第 3 (所掌事項)

学校運営連絡協議会は、学校運営に関する意見交換、教育活動の観察、学校評価等をとおして協議を行い、校長に対し本校の学校運営、教育活動及び家庭・地域社会との連携について助言する。

第 4 (組織)

学校運営連絡協議会の委員は、校長の他、次のとおりとする。

- (1) 協議委員は、校長が指名する学識経験者 1 名、保護者代表 1 名、近隣中学校長 1 名、地域住民代表 1～2 名、警察関係者 1 名、消防関係者 1 名の計 6～7 名とする。
内部委員は、副校長、経営企画室長、主幹または主任等の中から校長が指名するものとする。
- (2) 学校運営連絡協議会に学校評価委員会を置く。学校評価委員会は、学校運営連絡協議会が行う外部評価を計画・立案、実施、集計、学校評価報告原案を作成する。委員の構成は、副校長及び校長の指名する内部委員 1 名、協議委員 2 名の計 4 名とする。

第 5 (任期)

委員の任期は、原則として当該年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

第 6 (役員)

学校運営連絡協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名、副会長 1 名、学校評価委員会委員長 1 名、事務局長 1 名
- (2) 会長は校長とし、副会長、評価委員会委員長、事務局長は、校長が選任する。

第 7 (会の開催回数・開催時期)

学校運営連絡協議会は、6 月(7 月)、11 月(12 月)、2 月(3 月)の年 3 回開催する。

第 8 (会の公開)

学校運営連絡協議会は、原則として公開とする。ただし、会長が必要とする場合には、会長の判断により、非公開とすることができる。

第 9 (事務局)

東京都立八王子北高等学校に学校運営連絡協議会事務局を置く。事務局に事務局長を置き、教務主任をもって充てる。

第 10 (その他)

この要綱は、校長が必要に応じて改正する。

(附則) この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

- (附則) この要綱は、令和 5年4月1日から施行する。
- (附則) この要綱は、令和 6年4月1日から施行する。
- (附則) この要綱は、令和 7年4月1日から施行する。
- (附則) この要綱は、令和 8年4月1日から施行する。